

特定事業主行動計画（水俣市教育委員会所属県費職員）

第1 目的

国が示す行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とし、水俣市教育委員会特定事業主行動計画（以下「計画」という。）を策定し、公表します。

第2 計画期間

平成19年5月1日から平成24年4月30日までの5年間とします。

第3 計画の対象

この行動計画は、水俣市立学校に所属する教職員等（臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）を対象とします。

第4 計画の推進

- 1 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、水俣市教育委員会特定事業主行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。
- 2 教育総務課に委員会の事務局を設置するとともに、併せて、仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を適切に実施するための担当者配置を行います。
- 3 啓発資料等の配布、研修の実施等により、行動計画の内容を周知徹底します。
- 4 委員会において毎年度、本計画の進捗状況の分析を行い、計画の見直しを図ります。

第5 具体的な内容

- 1 仕事をしながら子どもたちの健全な育成に参画できるゆとりの創造
 - (1) 深夜勤務及び時間外勤務の制限をする制度の周知
小学校就学始期に達するまでの子どもがいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。
 - (2) 時間外勤務の縮減の推進
各職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院指針に定める上限

目安360時間の周知達成に努めます。

(3) 年次有給休暇、特別休暇の取得目標の数値化

職員の年次有給休暇、特別休暇の取得を促進します。特に長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)にリフレッシュ休暇の取得を促進します。

項目	目標
年休取得日数	年間に取得可能な日数(繰越分を除く)の全てを取得
	平成18年実績 データ無し
リフレッシュ休暇の取得率	職員全員が取得
	平成18年実績 データ無し
年休取得に対し、ためらいを感じる職員の割合	約半数に減少させる
	平成18年実績 70%(アンケート結果)

(4) 妊娠中及び出産後における配慮

ア 妊娠から出産後に母体の健康管理を目的として設けられている特別休暇等の取得を図ります。

イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、本人の希望に応じ時間外勤務を原則として命じないこととします。

(5) 育児休業に関する休暇取得の促進

育児休業については、女性職員はほぼ取得をおこなっているが、更に取得しやすい環境を整えるための情報を提供し、取得率の向上を図ります。また、男性職員にも情報提供を行うことにより意識改革を図り、育児休業及び特別休暇等の取得を促進します。

項目	目標
男性職員の育児休業の取得者数	対象職員の10パーセント取得
	平成18年実績 データ
出産補助休暇の取得日数 一人につき最高3日間の取得が可能	対象職員全員が3日間取得

	平成18年実績 データ無し	目標 (100%)
男性職員の育児時間休暇 の取得者数	対象職員の10パーセント取得	
	平成18年実績 データ無し	目標 (10%)
男性職員の育児参加のため の休暇取得率 1人につき最高5日間の 取得が可能	対象職員全員が5日間取得	
	平成18年実績 データ無し	目標 (100%)

(6) 一斉定時退庁日の設定及び実施

定時退庁日を設定し、全職員に周知を図り、実施に努めます。

2 子どもを生み育てることの大切さと喜びを学ぶ

(1) 授業参観等の学校行事への参加の配慮

職員が保護者として、学校行事への参加を希望する場合、できるだけ参加できるよう管理職は配慮します。

(2) 地域における様々な活動等への参加の配慮

地域のボランティア活動や、祭りといった伝統行事などに参加することは、家族でふれあう機会となるだけでなく、地域住民として地域の子どもたちの健全育成に主体的に参画する機会であるので、職員がそのような活動や行事に積極的に参加できるよう配慮を行います。

(3) 意識啓発のための研修等の実施

研修等の機会をとらえ、仕事と子育ての両立についての啓発を行います。特に、男女共同参画の理念を踏まえ、男性職員の育児への参加に関する意識改革を働きかけていきます。

以上の内容以外については、基本的に熊本県教育委員会特定事業主行動計画に準ずるものとします。